



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年12月14日金曜日 第1922号

◇ 目次 ◇

自衛官の追加募集.....1331

自衛官の採用試験.....1331

医師の指定.....1331

指定医師の所在地の変更.....1332

指定自立支援医療機関の辞退.....1332

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....1332

大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等.....1333

土地改良区の定款変更の認可.....1333

土地改良区役員就退任の届出.....1333

新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....1334

市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....1334

建設業者の許可の取消し.....1334

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....1335

土砂災害警戒区域の指定.....1339

道路の供用開始（一般国道319号）.....1340

道路の区域変更（県道湯谷口川内線）.....1340

道路の区域変更（県道八幡浜保内線）.....1341

道路の供用開始（県道蔵川大谷線）.....1341

道路の供用開始（一般国道197号）.....1341

道路の区域変更（一般国道378号）.....1341

道路の供用開始（"）.....1342

道路の区域変更（県道城川橋原線）.....1342

道路の供用開始（"）.....1342

道路の区域変更（県道宇和三間線）.....1342

道路の供用開始（"）.....1342

開発行為に関する工事の完了.....1343

告 示

○愛媛県告示第1858号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第118条の規定に基づき、2等陸士として採用する陸上自衛官、2等海士として採用する海上自衛官及び2等空士として採用する航空自衛官の募集期間を次のとおり告示する。

平成19年12月14日

愛媛県知事 加戸守行

- 男子（平成19年度3・4月採用分（追加募集））
平成19年12月17日（月）から
平成20年1月18日（金）まで

○愛媛県告示第1859号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、2等陸士として採用する陸上自衛官、2等海士として採用する海上自衛官及び2等空士として採用する航空自衛官の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成19年12月14日

愛媛県知事 加戸守行

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
（男子） 平成20年1月19日（土）	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第1860号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成19年12月14日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外科	市立八幡浜総合病院	的場勝弘	八幡浜市大平1-638	平成19年12月1日
肢体不自由・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	"	"	新藤芳太郎	"	平成19年12月1日
肢体不自由・心臓・呼吸器機能障害	小児科	旭川荘南愛媛病院	堀内伊作	北宇和郡鬼北町大字永野市1607	平成19年12月1日
肢体不自由・心臓機能障害	内科	医療法人柏寿会福田医院	福田保	四国中央市下柏町435-1	平成19年12月1日

心 臓 機 能 障 害	循 環 器 科	愛媛県立新居浜病院	坂 上 智 城	新居浜市本郷3 - 1 - 1	平成 19年12月1日
-------------	---------	-----------	---------	-----------------	----------------

○愛媛県告示第1861号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成19年12月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
近 藤 文 雄	市 立 宇 和 病 院	西予市宇和町卯之町1 - 246	近 藤 医 院	西予市宇和町卯之町1 - 376 - 2	平成19年 5月1日
手 塚 優 子	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	愛 媛 県 立 今 治 病 院	今治市石井町4 - 5 - 5	平成19年 10月1日

○愛媛県告示第1862号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の辞退の届出があった。

平成19年12月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	辞 退 年 月 日
ただ調剤薬局	平成19年12月31日

○愛媛県告示第1863号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成19年12月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする 医療の種類	指定年月日
レデイ薬局新居浜前田店	新居浜市前田町2番2号	株式会社レデイ薬局	精神通院医療 (薬局)	平成19年 12月1日

○愛媛県告示第1864号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成19年12月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする 医療の種類	指定年月日
ダテ薬局	宇和島市丸之内3 - 2 - 1	有限会社アボトライ		平成19年 12月1日
ダテまごころ薬局	宇和島市愛宕町2 - 2 - 26	有限会社アボトライ		平成19年 12月1日
いわまつ薬局	宇和島市津島町高田丙542	有限会社アボトライ		平成19年 12月1日
アーチ薬局	宇和島市吉田町北小路201 - 2	有限会社アボトライ		平成19年 12月1日
なんぐん薬局	南宇和郡愛南町城辺甲2463 - 2	有限会社アボトライ		平成19年 12月1日
たんぼば薬局宇和島店	宇和島市丸之内2 - 1 - 5	たんぼば薬局株式会社		平成19年 12月1日
晃健堂薬局	新居浜市大生院374 - 2	高橋 久恵		平成19年 12月1日

○愛媛県告示第1865号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに砥部町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年12月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

Table with 7 columns: 大規模小売店舗の名称, 大規模小売店舗の所在地, 変更しようとする事項, 変更前, 変更後, 変更する年月日, 届出年月日. Row 1: Aコープ城南, 伊予郡砥部町高尾田71, 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻, 午前10時から午後8時まで, 午前8時から午後9時45分まで, 平成20年1月3日, 平成19年11月29日. Row 2: 来客が駐車場を利用することができる時間帯, 午前9時30分から午後8時15分まで, 午前7時30分から午後10時まで.

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに砥部町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1866号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、一本松土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年12月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1867号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、中島土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年12月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏 名, 住 所. Rows: 理事 雲出豊 (松山市中島大浦1538番地), 松村博信 (松山市中島大浦1591番地), 城戸一洋 (松山市小浜1052番地), 徳山年春 (松山市長師1009番地), 林英司 (松山市宮野436番地1), 寺本仁志 (松山市神浦1652番地), 向井清昭 (松山市宇和間甲820番地), 本多隆行 (松山市熊田甲130番地), 徳田藤之 (松山市吉木417番地).

Table with 3 columns: 氏 名, 住 所. Rows: 系岡嘉一 (松山市饒甲426番地), 船附正 (松山市畑里630番地), 金子關也 (松山市中島栗井1188番地), 中田寅夫 (松山市上怒和甲520番地), 山田郁夫 (松山市元怒和甲1251番地), 青山公夫 (松山市津和池1022番地), 角谷吉盛 (松山市二神甲453番地), 中村久雄 (松山市睦月1335番地), 監事 河上浩史 (松山市長師752番地), 二神石文 (松山市吉木627番地), 中村一良 (松山市元怒和甲1096番地), 杉野一 (松山市睦月313番地).

退 任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏 名, 住 所. Rows: 理事 徳山年春 (松山市長師1009番地), 古野敏正 (松山市中島大浦848番地), 大濱信男 (松山市中島大浦530番地), 高橋紀 (松山市小浜28番地), 中村石尚 (松山市宮野555番地), 寺本仁志 (松山市宮野1652番地), 脇坂正文 (松山市宇和間1325番地), 山本篤志 (松山市熊田甲398番地), 忽那敬一 (松山市吉木410番地), 大内衛 (松山市饒甲432番地).

"	田 村 俊 和	松山市畑里933番地
"	岡 仲 一	松山市中島栗井甲909番地 3
"	中 崎 哲 雄	松山市上怒和甲478番地
"	中 村 一 良	松山市元怒和甲1096番地
"	中 村 留 一	松山市津和池548番地
"	前 田 美 一	松山市二神甲344番地
"	片 山 貞 彦	松山市睦月247番地
監 事	高 橋 定 行	松山市小浜甲1334番地
"	戎 居 傳 治	松山市饒甲225番地
"	上 野 博 明	松山市上怒和甲535番地 1
"	森 本 哲 一	松山市睦月340番地

- (2) 東温市下林下土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成19年12月17日から平成20年 1月21日まで
- 3 縦覧場所
東温市役所本庁

○愛媛県告示第1869号

東温市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・丁字ヶ谷地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年12月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・丁字ヶ谷地区）計画書の写し
 - (2) 東温市農地、農業用施設災害復旧事業及び土地改良事業分担金徴収条例の写し
- 2 縦覧期間
平成19年12月17日から平成20年 1月21日まで
- 3 縦覧場所
東温市役所川内支所

○愛媛県告示第1868号

東温市下林下土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・佐川地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年12月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・佐川地区）計画書の写し

○愛媛県告示第1870号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成19年12月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 17) 第 13094 号	平成 17 年 7 月 4 日	(有) 石岡ハウジング	石岡 博行	松山市井門町1367 - 1	平成 19 年 11 月 1 日	建築工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止
(般 - 16) 第 11858 号	平成 17 年 3 月 3 日	(株) 田中建設	田中 和男	大洲市新谷乙959	平成 19 年 11 月 2 日	土木工事業 とび・土工事業 石工事業 鋼構造工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 18) 第 181 号	平成 18 年 8 月 21 日	(株) 双西	大西 薫一	伊予郡松前町大字上高柳 271 - 1	平成 19 年 11 月 6 日	土木工事業 とび・土工事業 石工事業 ほ装工事業	建設業の廃止
(般 - 17) 第 15767 号	平成 17 年 7 月 1 日	(有) やまと工業	筒井 正喜	今治市近見町 1 - 3 - 8	平成 19 年 11 月 6 日	土木工事業 建築工事業 とび・土工事業 ほ装工事業 造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 19) 第 1750 号	平成 19 年 10 月 18 日	(有) 大島電設工業	矢野卯喜男	今治市宮窪町宮窪2932	平成 19 年 11 月 13 日	電気工事業	建設業の廃止
(般 - 17) 第 13093 号	平成 17 年 6 月 28 日	(株) 仲田建設	仲田 浩	喜多郡内子町五十崎甲43 5	平成 19 年 11 月 13 日	土木工事業 とび・土工事業	建設業の廃止
(般 - 18) 第 9252 号	平成 18 年 10 月 15 日	(有) 佐藤塗装店	佐藤 輝光	四国中央市金生町山田井 745 - 1	平成 19 年 11 月 14 日	塗装工事業	建設業の廃止
(般 - 17) 第 103 号	平成 18 年 3 月 25 日	越智建設(株)	越智 豊	今治市常盤町 5 - 5 - 29	平成 19 年 11 月 15 日	土木工事業 とび・土工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 18) 第 345 号	平成 18 年 12 月 5 日	八西建設(株)	河野 則一	西予市三瓶町蔵貫3414	平成 19 年 11 月 15 日	土木工事業 建築工事業 造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

(般-14)第15185号	平成14年11月18日	(有)真巧技研	永井 秀二	大洲市新谷甲396-4	平成19年11月15日	土木工事業 建築工事業 大工工事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 内装仕上工事業 さく井工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-17)第10946号	平成17年8月29日	(有)平井建設	平井 悟	伊予市宮下558	平成19年11月19日	土木工事業 建築工事業 とび・土工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般・特-15)第12792号	平成15年5月1日	山下工業(有)	山下 明男	宇和島市神田川原45-1	平成19年11月19日	土木工事業 とび・土工事業 管工事業 しゅんせつ工事業 造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-14)第11534号	平成15年1月25日	(株)森田組	森田 隆	松山市和泉南4-15-3	平成19年11月20日	管工事業	建設業の廃止(一部)
(特-17)第9858号	平成17年6月16日	今治新港湾(株)	御手洗 安	今治市東鳥生町5-14	平成19年11月21日	建築工事業	建設業の廃止(一部)
(般-17)第5587号	平成17年9月18日	(有)大地建設	小山喜美男	松山市久保田町20-13	平成19年11月22日	土木工事業 建築工事業 とび・土工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-17)第11899号	平成17年5月7日	(株)フジ調査	中川 孝志	松山市北土居町461-7	平成19年11月22日	土木工事業 とび・土工事業 さく井工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-18)第11162号	平成18年5月25日	(有)伊賀上水道	伊賀上俊夫	伊予郡松前町大字恵久美556	平成19年11月26日	土木工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-16)第14419号	平成16年12月22日	ライブ建設システム(有)	安部 志郎	松山市山西町589-1	平成19年11月26日	建築工事業	建設業の廃止
(般-15)第3390号	平成16年1月27日	(株)戒田商事	戒田 督	松山市森松町1032	平成19年11月27日	電気工事業	建設業の廃止(一部)
(般-14)第10718号	平成14年12月22日	西協建設(株)	西岡 浩巳	松山市和気町1-430-4	平成19年11月28日	土木工事業 とび・土工事業	建設業の廃止(一部)
(特-17)第15302号	平成18年1月17日	(株)フキアゲ	山本 昭二	松山市古三津6-14-14	平成19年11月28日	土木工事業 とび・土工事業	建設業の廃止
(般-19)第542号	平成19年10月28日	(有)共栄建設	村上三枝子	喜多郡内子町本川1768	平成19年11月30日	土木工事業	建設業の廃止
(般-17)第12036号	平成17年8月27日	モノレール工業(株)	日野 剛	東温市北方甲705	平成19年11月30日	機械器具設置工事業	建設業の廃止
(般-17)第13240号	平成17年11月27日	(有)大協土木	谷口 博昭	松山市畑寺3-16-26	平成19年11月30日	土木工事業 とび・土工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1871号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成19年12月14日

愛媛県知事 加戸守行

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
深浦(203-I-157(2))	宇和島市遊子(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	深浦(203-I-157(2))	宇和島市遊子(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

元町(481-I-2212(1))	宇和島市吉田町立間尻・元町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	元町(481-I-2212(1))	宇和島市吉田町立間尻・元町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
裡町(B)(481-I-2244(1))	宇和島市吉田町裡町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	裡町(B)(481-I-2244(1))	宇和島市吉田町裡町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南君東A(481-II-131(1))	宇和島市吉田町南君(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	南君東A(481-II-131(1))	宇和島市吉田町南君(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南君西A(481-II-132(1))	宇和島市吉田町南君(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	南君西A(481-II-132(1))	宇和島市吉田町南君(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

大川原 (486 - II - 172(1))	宇和島 市津島 町山財 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	大川原 (486 - II - 172(1))	宇和島 市津島 町山財 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	安米西 川 (203 - 1177 - 2)	宇和島 市三浦 西(次の 図のと おり)	土石流	安米西 川 (203 - 1177 - 2)	宇和島 市三浦 次(次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
野井 (E) (486 - II - 175(1))	宇和島 市津島 町岩淵 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	野井 (E) (486 - II - 175(1))	宇和島 市津島 町岩淵 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	安米西 川 (203 - 1177 - 3)	宇和島 市三浦 西(次の 図のと おり)	土石流	安米西 川 (203 - 1177 - 3)	宇和島 市三浦 西(次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
磯 (B) (486 - II - 184(1))	宇和島 市津島 町高田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	磯 (B) (486 - II - 184(1))	宇和島 市津島 町高田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	安米川 (203 - 1178 - 1)	宇和島 市三浦 西(次の 図のと おり)	土石流	安米川 (203 - 1178 - 1)	宇和島 市三浦 西(次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
船隠川 (203 - 1160 - 1)	宇和島 市三浦 東(次の 図のと おり)	土石流	船隠川 (203 - 1160 - 1)	宇和島 市三浦 東(次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	安米東 川 (203 - 118 0)	宇和島 市三浦 西(次の 図のと おり)	土石流	安米東 川 (203 - 118 0)	宇和島 市三浦 西(次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
船隠川 (203 - 1160 - 2)	宇和島 市三浦 東(次の 図のと おり)	土石流	船隠川 (203 - 1160 - 2)	宇和島 市三浦 東(次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	東明越 川 (203 - 118 1)	宇和島 市遊子 (次の 図のと おり)	土石流	東明越 川 (203 - 118 1)	宇和島 市遊子 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
船隠川 (203 - 1160 - 3)	宇和島 市三浦 東(次の 図のと おり)	土石流	船隠川 (203 - 1160 - 3)	宇和島 市三浦 東(次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	矢野浦 川 (203 - 118 5)	宇和島 市遊子 (次の 図のと おり)	土石流	矢野浦 川 (203 - 118 5)	宇和島 市遊子 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
夏秋川 (203 - 116 3)	宇和島 市三浦 東(次の 図のと おり)	土石流	夏秋川 (203 - 116 3)	宇和島 市三浦 東(次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	小矢之 浦川 (203 - 1186 - 1)	宇和島 市遊子 (次の 図のと おり)	土石流	小矢之 浦川 (203 - 1186 - 1)	宇和島 市遊子 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
天満川 (203 - 116 4)	宇和島 市三浦 東(次の 図のと おり)	土石流	天満川 (203 - 116 4)	宇和島 市三浦 東(次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	小矢之 浦川 (203 - 1186 - 2)	宇和島 市遊子 (次の 図のと おり)	土石流	小矢之 浦川 (203 - 1186 - 2)	宇和島 市遊子 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
天満東 川 (203 - 116 5)	宇和島 市三浦 東(次の 図のと おり)	土石流	天満東 川 (203 - 116 5)	宇和島 市三浦 東(次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	東甘崎 川 (203 - 1187 - 1)	宇和島 市遊子 (次の 図のと おり)	土石流	東甘崎 川 (203 - 1187 - 1)	宇和島 市遊子 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西千代 浦川 (203 - 116 6)	宇和島 市三浦 東(次の 図のと おり)	土石流	西千代 浦川 (203 - 116 6)	宇和島 市三浦 東(次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	東甘崎 川 (203 - 1187 - 2)	宇和島 市遊子 (次の 図のと おり)	土石流	東甘崎 川 (203 - 1187 - 2)	宇和島 市遊子 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
豊浦川 (203 - 1169 - 1)	宇和島 市三浦 東(次の 図のと おり)	土石流	豊浦川 (203 - 1169 - 1)	宇和島 市三浦 東(次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	甘崎川 (203 - 118 8)	宇和島 市遊子 (次の 図のと おり)	土石流	甘崎川 (203 - 118 8)	宇和島 市遊子 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
豊浦川 (203 - 1169 - 3)	宇和島 市三浦 東(次の 図のと おり)	土石流	豊浦川 (203 - 1169 - 3)	宇和島 市三浦 東(次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	西甘崎 川 (203 - 118 9)	宇和島 市遊子 (次の 図のと おり)	土石流	西甘崎 川 (203 - 118 9)	宇和島 市遊子 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東前川 (203 - 117 5)	宇和島 市三浦 西(次の 図のと おり)	土石流	東前川 (203 - 117 5)	宇和島 市三浦 西(次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	番匠川 (203 - 1190 - 1)	宇和島 市遊子 (次の 図のと おり)	土石流	番匠川 (203 - 1190 - 1)	宇和島 市遊子 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
安米南 川 (203 - 117 6)	宇和島 市三浦 西(次の 図のと おり)	土石流	安米南 川 (203 - 117 6)	宇和島 市三浦 西(次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	番匠川 (203 - 1190 - 2)	宇和島 市遊子 (次の 図のと おり)	土石流	番匠川 (203 - 1190 - 2)	宇和島 市遊子 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
安米西 川 (203 - 1177 - 1)	宇和島 市三浦 西(次の 図のと おり)	土石流	安米西 川 (203 - 1177 - 1)	宇和島 市三浦 西(次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	上番匠 川 (203 - 119 1)	宇和島 市遊子 (次の 図のと おり)	土石流	上番匠 川 (203 - 119 1)	宇和島 市遊子 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
							西海寺 川 (203 - 119 3)	宇和島 市遊子 (次の 図のと おり)	土石流	西海寺 川 (203 - 119 3)	宇和島 市遊子 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

東津の浦川 (481 - 119 5)	宇和島市遊子 (次の図のとおり)	土石流	東津の浦川 (481 - 119 5)	宇和島市遊子 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小浦川 (481 - 127 0)	宇和島市吉田町奥浦 (次の図のとおり)	土石流	小浦川 (481 - 127 0)	宇和島市吉田町奥浦 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東小谷川 (481 - 127 1)	宇和島市吉田町奥浦 (次の図のとおり)	土石流	東小谷川 (481 - 127 1)	宇和島市吉田町奥浦 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東鎌川 (481 - 127 3)	宇和島市吉田町南君 (次の図のとおり)	土石流	東鎌川 (481 - 127 3)	宇和島市吉田町南君 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
伊崎川 (481 - 1275 a)	宇和島市吉田町南君 (次の図のとおり)	土石流	伊崎川 (481 - 1275 a)	宇和島市吉田町南君 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
伊崎川 (481 - 1275 b)	宇和島市吉田町南君 (次の図のとおり)	土石流	伊崎川 (481 - 1275 b)	宇和島市吉田町南君 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
木原川 (481 - 127 6)	宇和島市吉田町南君 (次の図のとおり)	土石流	木原川 (481 - 127 6)	宇和島市吉田町南君 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西川 (481 - 127 7)	宇和島市吉田町南君 (次の図のとおり)	土石流	西川 (481 - 127 7)	宇和島市吉田町南君 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
長田川 (481 - 128 2)	宇和島市吉田町南君 (次の図のとおり)	土石流	長田川 (481 - 128 2)	宇和島市吉田町南君 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
立目川 (481 - 128 5)	宇和島市吉田町南君 (次の図のとおり)	土石流	立目川 (481 - 128 5)	宇和島市吉田町南君 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
谷川 (481 - 128 7)	宇和島市吉田町南君 (次の図のとおり)	土石流	谷川 (481 - 128 7)	宇和島市吉田町南君 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
寺川 (481 - 128 8)	宇和島市吉田町南君 (次の図のとおり)	土石流	寺川 (481 - 128 8)	宇和島市吉田町南君 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
牛川 (481 - 128 9)	宇和島市吉田町南君 (次の図のとおり)	土石流	牛川 (481 - 128 9)	宇和島市吉田町南君 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
サルボ川 (481 - 129 1)	宇和島市吉田町鶴間 (次の図のとおり)	土石流	サルボ川 (481 - 129 1)	宇和島市吉田町鶴間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上鶴間西川 (481 - 129 3)	宇和島市吉田町鶴間 (次の図のとおり)	土石流	上鶴間西川 (481 - 129 3)	宇和島市吉田町鶴間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下鶴間川 (481 - 129 5)	宇和島市吉田町鶴間 (次の図のとおり)	土石流	下鶴間川 (481 - 129 5)	宇和島市吉田町鶴間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北煙硝蔵川 (481 - 130 0)	宇和島市吉田町鶴間 (次の図のとおり)	土石流	北煙硝蔵川 (481 - 130 0)	宇和島市吉田町鶴間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西小屋ヶ谷川 (481 - 131 9)	宇和島市吉田町沖村 (次の図のとおり)	土石流	西小屋ヶ谷川 (481 - 131 9)	宇和島市吉田町沖村 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北石場山川 (481 - 135 2)	宇和島市吉田町北小路 (次の図のとおり)	土石流	北石場山川 (481 - 135 2)	宇和島市吉田町北小路 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
元町川 (481 - 135 3)	宇和島市吉田町立間尻・元次 (次の図のとおり)	土石流	元町川 (481 - 135 3)	宇和島市吉田町立間尻・元次 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
立間尻川 (481 - 135 4)	宇和島市吉田町立間尻・元次 (次の図のとおり)	土石流	立間尻川 (481 - 135 4)	宇和島市吉田町立間尻・元次 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
南谷川 (481 - 135 6)	宇和島市吉田町立間尻・元次 (次の図のとおり)	土石流	南谷川 (481 - 135 6)	宇和島市吉田町立間尻・元次 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
南小路川 (481 - 135 8)	宇和島市吉田町立間尻 (次の図のとおり)	土石流	南小路川 (481 - 135 8)	宇和島市吉田町立間尻 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
君ヶ浦北谷川 (481 - 135 9)	宇和島市吉田町立間尻 (次の図のとおり)	土石流	君ヶ浦北谷川 (481 - 135 9)	宇和島市吉田町立間尻 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
君ヶ浦南谷川 (481 - 136 0)	宇和島市吉田町立間尻 (次の図のとおり)	土石流	君ヶ浦南谷川 (481 - 136 0)	宇和島市吉田町立間尻 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奥高串川 (481 - 136 4)	宇和島市吉田町知永 (次の図のとおり)	土石流	奥高串川 (481 - 136 4)	宇和島市吉田町知永 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
佐近谷川 (486 - 159 8)	宇和島市津島町近家 (次の図のとおり)	土石流	佐近谷川 (486 - 159 8)	宇和島市津島町近家 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西谷川 (486 - 159 9)	宇和島市津島町近家 (次の図のとおり)	土石流	西谷川 (486 - 159 9)	宇和島市津島町近家 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

本谷川 (486-1600)	宇和島市津島町近家 (次の図のとおり)	土石流	本谷川 (486-1600)	宇和島市津島町近家 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下蔵座川 (486-1603)	宇和島市津島町近家 (次の図のとおり)	土石流	下蔵座川 (486-1603)	宇和島市津島町近家 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中餅ノ江川 (486-1604)	宇和島市津島町近家 (次の図のとおり)	土石流	中餅ノ江川 (486-1604)	宇和島市津島町近家 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
牛ヶ谷川 (486-1609)	宇和島市津島町高田 (次の図のとおり)	土石流	牛ヶ谷川 (486-1609)	宇和島市津島町高田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下遠近川 (486-1610)	宇和島市津島町高田 (次の図のとおり)	土石流	下遠近川 (486-1610)	宇和島市津島町高田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
窪津川 (486-1615)	宇和島市津島町高田 (次の図のとおり)	土石流	窪津川 (486-1615)	宇和島市津島町高田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
深泥川 (486-1616)	宇和島市津島町高田 (次の図のとおり)	土石流	深泥川 (486-1616)	宇和島市津島町高田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下久保津川 (486-1617)	宇和島市津島町高田 (次の図のとおり)	土石流	下久保津川 (486-1617)	宇和島市津島町高田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
新開地川 (486-1620)	宇和島市津島町岩淵 (次の図のとおり)	土石流	新開地川 (486-1620)	宇和島市津島町岩淵 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下野井川 (486-1621)	宇和島市津島町岩淵 (次の図のとおり)	土石流	下野井川 (486-1621)	宇和島市津島町岩淵 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
山財谷川 (486-1625)	宇和島市津島町山財 (次の図のとおり)	土石流	山財谷川 (486-1625)	宇和島市津島町山財 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
吉井川 (486-1628)	宇和島市津島町増穂 (次の図のとおり)	土石流	吉井川 (486-1628)	宇和島市津島町増穂 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下吉井川 (486-1629)	宇和島市津島町増穂 (次の図のとおり)	土石流	下吉井川 (486-1629)	宇和島市津島町増穂 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北行近川 (486-1630)	宇和島市津島町増穂 (次の図のとおり)	土石流	北行近川 (486-1630)	宇和島市津島町増穂 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
行近川 (486-1631)	宇和島市津島町増穂 (次の図のとおり)	土石流	行近川 (486-1631)	宇和島市津島町増穂 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

元屋敷川 (486-1632)	宇和島市津島町増穂 (次の図のとおり)	土石流	元屋敷川 (486-1632)	宇和島市津島町増穂 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下音地川 (486-1634)	宇和島市津島町増穂 (次の図のとおり)	土石流	下音地川 (486-1634)	宇和島市津島町増穂 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
知行地川 (486-1635)	宇和島市津島町増穂 (次の図のとおり)	土石流	知行地川 (486-1635)	宇和島市津島町増穂 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
元井ノ川 (486-1636)	宇和島市津島町増穂 (次の図のとおり)	土石流	元井ノ川 (486-1636)	宇和島市津島町増穂 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下巽川 (486-1651)	宇和島市津島町岩松 (次の図のとおり)	土石流	下巽川 (486-1651)	宇和島市津島町岩松 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大日提川 (486-1653)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	大日提川 (486-1653)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
戸町川 (486-1654)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	戸町川 (486-1654)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下戸町川 (486-1655)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	下戸町川 (486-1655)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、宇和島地方局建設部及び宇和島市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1872号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成19年12月14日

愛媛県知事 加戸守行

土砂災害警戒区域		
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
豊浦川 (203-1169-2)	宇和島市三浦東 (次の図のとおり)	土石流
三浦大内川 (203-1173)	宇和島市三浦西 (次の図のとおり)	土石流
安米川 (203-1178-2)	宇和島市三浦西 (次の図のとおり)	土石流

古浦西川 (481 - 1268 a)	宇和島市吉田町奥浦 (次の図のとおり)	土石流
古浦西川 (481 - 1268 b)	宇和島市吉田町奥浦 (次の図のとおり)	土石流
古浦東川 (481 - 1269)	宇和島市吉田町奥浦 (次の図のとおり)	土石流
上小谷川 (481 - 1272)	宇和島市吉田町奥浦 (次の図のとおり)	土石流
神田川 (481 - 1278)	宇和島市吉田町南君 (次の図のとおり)	土石流
東西川 (481 - 1279)	宇和島市吉田町南君 (次の図のとおり)	土石流
東川 (481 - 1280)	宇和島市吉田町南君 (次の図のとおり)	土石流
長田川 (481 - 1281)	宇和島市吉田町南君 (次の図のとおり)	土石流
向畑川 (481 - 1284)	宇和島市吉田町南君 (次の図のとおり)	土石流
清水川 (481 - 1286)	宇和島市吉田町南君 (次の図のとおり)	土石流

重浦川 (481 - 1294)	宇和島市吉田町鶴間 (次の図のとおり)	土石流
下煙硝蔵川 (481 - 1298)	宇和島市吉田町鶴間 (次の図のとおり)	土石流
中煙硝蔵川 (481 - 1299)	宇和島市吉田町鶴間 (次の図のとおり)	土石流
梅ノ木川 (481 - 1305)	宇和島市吉田町奥浦 (次の図のとおり)	土石流
西横崎川 (481 - 1306)	宇和島市吉田町奥浦 (次の図のとおり)	土石流
東小屋ヶ谷川 (481 - 1320)	宇和島市吉田町沖村 (次の図のとおり)	土石流
上南小路川 (481 - 1357)	宇和島市吉田町立間尻 (次の図のとおり)	土石流
上熱田川 (486 - 1607)	宇和島市津島町高田 (次の図のとおり)	土石流
北熱田川 (486 - 1608)	宇和島市津島町高田 (次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、宇和島地方局建設部及び宇和島市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1873号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年12月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	319号	四国中央市新宮町新宮269番7	平成19年12月14日

○愛媛県告示第1874号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年12月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	湯谷口川内線	東温市松瀬川乙90番2	旧	メートル 6.4~13.0	キロメートル 0.128	
			新	12.5~21.2	0.128	

○愛媛県告示第1875号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年12月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	八幡浜保内線	八幡浜市字白浜1579番27地先から 同市大平1番耕地805番1地先まで	旧	メートル 5.0~20.0	キロメートル 0.386	
			新	17.0~30.7	0.386	

○愛媛県告示第1876号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年12月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	蔵川大谷線	大洲市肱川町大谷279番4から 同町大谷793番3まで	平成19年12月14日

○愛媛県告示第1877号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年12月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	197号	大洲市肱川町宇和川3380番3	平成19年12月14日

○愛媛県告示第1878号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年12月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	大洲市長浜字新地甲647番17から 同字甲645番7まで	旧	メートル 9.6~17.9	キロメートル 0.042	
			新	18.3~22.2	0.042	

○愛媛県告示第1879号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年12月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	378号	大洲市長浜字新地甲647番17から 同字甲645番7まで	平成19年12月14日

○愛媛県告示第1880号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年12月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	城川橋原線	西予市城川町土居1348番2から 同市城川町土居1276番4まで	旧	メートル 13.0～27.0	キロメートル 0.160	
			新	12.5～27.0	0.160	

○愛媛県告示第1881号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年12月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	城川橋原線	西予市城川町土居1348番2から 同市城川町土居1276番4まで	平成19年12月14日

○愛媛県告示第1882号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年12月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	宇和三間線	宇和島市三間町則2051番3から 同町則2037番1地先まで	旧	メートル 8.6～28.4	キロメートル 0.203	
			新	19.9～47.2	0.203	

○愛媛県告示第1883号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年12月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和三間線	宇和島市三間町則2051番3から 同町則2037番1地先まで	平成19年12月14日

○愛媛県告示第1884号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年12月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
19松局建（開）第46号 平成19年11月27日	東温市北野田字大地274番2、275番1、275番1地先水路	松山市北井門二丁目1番14号 株式会社上浮穴産業 代表取締役 西 岡 三 弘